

**再評価とは** 再評価は最低限 3年に 1度行われます。これはお子さんに関する現在のすべての情報を見直し、引き続き特殊教育および関連サービスが必要かどうかを判断するプロセスです。場合により、引き続き特殊教育および関連サービスを受ける資格があるかどうかを判断するために、さらに査定が必要な場合もあります。

**独立機関による教育的評価(Independent Educational Evaluation (IEE))とは** IEEは学校の被雇用者ではない、資格を持った個人が行います。各状況に応じて、学校側が独立機関による教育的評価の費用を負担する場合と、保護者が負担する場合があります。

### 知っておくべき事柄：

- お子さんがすでに特殊教育を受けている場合、すべてのそれ以降の評価は再評価とみなされます。
  - 再評価は、相応の期間内に行わなければなりません、前回の適格性判断の日から3年以内に行う必要があります。
  - 再評価には60日の期限はありません。再評価は、資格期限が終了するまでに完了しなければなりません。
  - 再評価では、お子さんに関して入手できるすべてのデータおよび情報を見直し、これには教育的情報に加えて、現在、保護者が提供できるその他の情報も含まれます。情報の見直し後、お子さんが特殊教育を引き続き受ける資格があるかどうかをIEPが判断します。あるいは判断のためにさらなる評価が必要か、もしくは判断のために全面的な評価一式が必要かどうかを判断します。この再評価に関する判断は、しばしばミーティングを開催して行われますが、必ずしもそうであるとは限りません。保護者は、判断のためにミーティングを開催するよう求めることができます。
- 保護者には再評価の結果について通知書が送られます。通知書には、お子さんが(1)引き続き、特殊教育および関連サービスを受ける必要がある、(2)特殊教育および関連サービスを受ける必要がなくなった、(3)チームが判断するためにはさらに情報が必要である、のいずれの決定を行ったかが記載されます。
  - さらに情報が必要な場合、学校側は、再評価を行うための許可を保護者に求めます。
  - 再評価を行うには保護者の同意が必要です。但し、保護者に何度も連絡を取ったにもかかわらず、保護者から返答がない場合はこの限りではありません。この場合、学校側は保護者からの同意なく再評価を進めることができます。
  - この通知において、追加の情報は必要ないと記載されていた場合、チームの他のメンバーが必要ないと考えている場合も、保護者には再評価を要請する権利があります。
  - 保護者には、年に一度学校側による再評価を受ける権利があります。
- お子さんの資格の継続に関するチームの決定に異議がある場合、保護者はその決定を覆すため、異議解決手続きを利用することができます。
- 公立学校が行った評価の結果に保護者が異議を申し立てた場合、学校側は学校側の費用負担により、独立機関による教育的評価(IEE)を要求することがあります。
  - 公立学校は、要請を尊重し、独立機関による評価を行える人の名前を提供するか、または、公立学校が行った評価がなぜ適切なのかを説明するため、適正手続きによるヒアリングを要請しなければなりません。
  - 保護者は学校側のリスト以外から評価者を選ぶこともできますが、その場合、学校からその評価者について、同意と承認を得る必要があります。
  - 学校側による評価を行う機会を学校に与えた後でなければ、公的費用でのIEEを受ける権利は保護者にはありません。
- 適格性判断のプロセス中、チームに検討してもらうため、保護者自身が得た評価を提供することもできます。
  - この評価は、学校による評価の前でも後でも行うことができます。
  - 学校は、独立機関による教育的評価を通じて提供された情報を検討する義務はありますが、その独立機関による提案を受け入れる義務はありません。

## ご家族のための助言：

1. 再評価の依頼は必ず、書面で行ってください。担任の教師、校長および特殊教育ディレクターにそのコピーを渡してください。
2. 他のプログラムや専門家からお子さんに関する報告書や評価書を受け取っている場合は、保護者が希望する場合、それらも資料として提供することができます。
3. 再評価プロセス中、保護者はどのように関ることができるのか、またどのように情報を提供できるのかを尋ねてください。
4. 何を期待すべきかを理解するため、以下のような質問をしてください。
  - なぜうちの子の再評価をしてほしいのか。
  - うちの子の再評価が行われなかった場合、どうなるのか。確認された問題について手助けを得ることができるのか。
  - 再評価によってどのようなことが得られると思うか。
  - どのような種類のテストが使用されるのか。どのような分野がテストされるのか。
  - 教室での観察所見や担任教師からの情報は含まれるのか。
  - 誰がうちの子の評価を行うのか。評価をする人は、うちの子と同様のケースの子供をテストした経験があるのか。
  - うちの子の障害のため、有効なテスト結果が得られない分野があるか。
  - うちの子に通訳が必要か。(必要な場合、テストは生徒の母国語または手話で行わなければなりません。)
  - 書面での再評価結果はいつ受け取れるのか。
  - 再評価結果に納得できない場合はどうしたらよいか。
5. 再評価報告書が送られてこない場合、請求してください。
6. 再評価結果について理解できない場合は、説明を求めてください。
7. 学校側のテストの結果に異議がある場合、独立機関による教育的評価(IEE)を求めてください。この要請は書面で行い、なぜ学校側の評価に異議があるかの説明も記載してください。保護者が費用を支払わなくても済む場合がありますので、学校側が費用負担に同意するまで、評価は開始させないでください。

詳細な情報については以下にご連絡ください。

**Parent to Parent of Georgia**  
770 451-5484 または 800-229-2038  
[www.parenttoparentofga.org](http://www.parenttoparentofga.org)

**Georgia Department of Education 特殊教育サービス支援局 (Divisions for Special Education Services and Supports)**  
404 656-3963 または 800-311-3627 に電話し、「特殊教育」("Special Education") に電話を回すよう伝えてください。  
[http://www.gadoe.org/ci\\_exceptional.aspx](http://www.gadoe.org/ci_exceptional.aspx)

**Georgia Department of Education 実施マニュアル**  
[http://www.gadoe.org/ci\\_exceptional.aspx?PageReq=CIEXCImpMan](http://www.gadoe.org/ci_exceptional.aspx?PageReq=CIEXCImpMan)  
(早期介入から公立学校への移行の章を参照してください。)

その他の情報源： 学区の特殊教育ディレクター にご相談ください。